

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

令和4年度第3回 会議録

(日 時) 令和5年3月8日(水) 14時～15時10分

(場 所) WEB会議による開催  
(事務局は京都経済センター会議室6-E)

- (出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員  
(50音順)  
黒田委員、谷口委員、橋本委員、道又委員、吉富委員
- 京都府後期高齢者医療広域連合事務局  
岩本事務局次長、米谷総務課課長補佐、  
藤本業務課長、小崎業務課課長補佐ほか事務局員

※傍聴者はなし

(会長の選出)  
会長：橋本委員

(議事の趣旨)

報告1

改正個人情報保護法及び関係条例の施行に伴う規則等の制定について

事務局より資料1に基づき報告

**【会 長】**

ただ今の事務局からの説明に対して意見質問などはあるか。

**【委 員】**

死者情報の取扱い等に関する要綱(案)第4条の申出ができる者の範囲については、実際の相続人に限定する主旨なのか。例えば子がいる場合の兄弟姉妹など、その時点では相続人とならない人はどういった取扱いになるのか。

**【事務局】**

相続人という地位にあることを条件とするわけではなく、現行の取扱要領と同様に、相続人となり得る方を対象にしている。

【委員】

理解した。

もう1点確認だが、資料に書かれている以外に相続人の地位を有する者がいた場合、例えば包括遺贈の場合等については想定されたのか。

【事務局】

今のところ遺族を対象として考えているが、民法ではそういった立場の方が規定されていることから、今後要綱の策定にあたり検討を重ねていきたい。

【委員】

今回レセプト情報以外も提供対象にするということだが、提供先が相続関係者であることが想定されており、基本的に財産争いが考えられるが、対象となる情報もそれにふさわしいものであることが前提となる。現在の案だと、例えば職員の出勤簿等も含めた全ての個人情報対象となってくるので、全ての個人情報を適正な取扱いの対象とすることはよいと思うが、提供するかどうかは少し違った話になり、取扱いが多少違っていることについては問題がないと考えられる。広域連合が保有する個人情報全てを相続人に提供することがふさわしいかどうかについては、もう少し精査されたほうがよいと思われる。

【事務局】

ご指摘いただいたとおりであり、要綱の目的とその範囲の整合性について、さらに研究を積んでいきたい。

報告2

特定個人情報保護評価の実施について（パブリックコメント及び第三者点検の実施）

事務局より資料2、資料3に基づき報告

【会長】

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

【委員】

評価書の中で、以前から記載されているところだが、修正したほうがよいと思われる箇所がある。まず、10ページ目以降の図の中で、オンライン処理の部分に Wi-Fi のマークが記載されているが、Wi-Fi 通信ではないので、誤解を招く表現であるため削除したほうがよいと思う。

もう1点、27ページの「⑥移転方法」の部分にフラッシュメモリと書かれており、他のページにも何箇所かフラッシュメモリの記載があったと思うが、フラッシュメモリそのものの管理に関する記載、もしくは、接続前にウイルス感染していないかを確認するといったフラッシュメモリそのものの安全性に関する記載、また、もしフラッ

シユメモリ本体を紛失してしまった場合のデータ保護の話がでてくる。番号法については確認できていないが、個人情報保護法においては、要配慮個人情報であったとしても、データのプロテクションに関しては、ISO で定めているプロテクションコードがかかっている、かつ、パスワードが別に具備して保管されているのであれば報告事案に該当しないと括弧書きで記載されている。そういったことも踏まえて、フラッシュメモリの要件、管理状況、管理の確認に関するスペック、接続前テストのスペックについて、どこかに記載しておいたほうがよいと思うので検討いただきたい。

#### 【事務局】

ご指摘いただいたとおり、Wi-Fi マークについては誤解を生む記載となっているため修正を検討させていただく。

フラッシュメモリに関しては、評価書47ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の中に、「フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システム及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御する」と記載しているがいかがか。

#### 【委員】

基本的にはこれでいいと思うが、やはり接続前テストに関する記載はない。他に繋ぐことはないと明確に記載されているので、確実に守られているのならテストする必要はないのだが、一応確認しておいたほうがよいと思う。運用できるのか確認した上で、運用できるのであれば、記載があったほうが安全ではないかと思う。

#### 【事務局】

運用面で問題がないかしっかりと確認した上で記載させていただきたいと思う。

また、パブリックコメント実施までに内容をさらに精査し、なにか変更があれば委員の皆様にお知らせさせていただきたいと思うので、よろしく願い申し上げます。

#### 【会長】

最後に議事全体を通じて意見質問などはあるか。

(意見なし)

#### 【会長】

それでは、本日の報告事項が全て終了したので審査会を終了する。

(審査会終了)